

平成 2 9 年

## 上尾市議会 3 月定例会議案

### 情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 号	平成 2 8 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号） ……	別冊
議案第 2 号	平成 2 8 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） ……	別冊
議案第 3 号	平成 2 8 年度上尾市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） ……	別冊
議案第 4 号	平成 2 8 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） ……	別冊
議案第 5 号	平成 2 8 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） ……	別冊
議案第 6 号	平成 2 9 年度上尾市一般会計予算 ……	別冊
議案第 7 号	平成 2 9 年度上尾市国民健康保険特別会計予算 ……	別冊
議案第 8 号	平成 2 9 年度上尾市公共下水道事業特別会計予算 ……	別冊
議案第 9 号	平成 2 9 年度上尾市介護保険特別会計予算 ……	別冊
議案第 1 0 号	平成 2 9 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算 ……	別冊
議案第 1 1 号	平成 2 9 年度上尾市水道事業会計予算 ……	別冊
議案第 1 2 号	上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定 について ……	1
議案第 1 3 号	上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の 一部を改正する条例の制定について ……	2
議案第 1 4 号	上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について ……	6
議案第 1 5 号	上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	9
議案第 1 6 号	上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁 償に関する条例の制定について ……	1 1
議案第 1 7 号	上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料 徴収条例の一部を改正する条例の制定について ……	1 5
議案第 1 8 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法 律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定に ついて ……	2 3

議案第 19 号	上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
議案第 20 号	上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
議案第 21 号	上尾市要介護高齢者等手当支給条例及び上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
議案第 22 号	上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例の制定について……………	38
議案第 23 号	上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
議案第 24 号	市道路線の認定について……………	41
議案第 25 号	市道路線の認定について……………	42
議案第 26 号	市道路線の認定について……………	43
議案第 27 号	公平委員会委員の選任について……………	44

## 議案第 12 号

上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上尾市個人情報保護条例（平成 11 年上尾市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 23 条第 2 項第 1 号エ中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 23 条の 3 中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行する。

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録の定義規定及び保有個人情報の提供先への通知に関する規定を改めたいので、この案を提出する。

## 議案第 13 号

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年上尾市条例  
第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「子のある職員」を「子（民法（明治 29 年法律第 8  
9 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同  
項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請  
求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当  
該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 2  
7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里  
親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定  
める者を含む。以下この条、第 14 条第 2 項及び別表において同じ。）のあ  
る職員」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 前 3 項の規定は、第 15 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員に  
ついて準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期（任命  
権者が特別の事由があると認める場合にあっては、別に任命権者が定める  
時期。第 3 項において同じ。）に達するまでの子（民法（明治 29 年法律  
第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間にお  
ける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者  
（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）で  
あって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 1  
64 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定  
する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる  
者として規則で定める者を含む。以下この条、第 14 条第 2 項及び別表に

において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項本文中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同項ただし書を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内において必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第19条中「考慮して」の次に「、規則で定める基準に従い」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づくこの条例の施行の日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

3 上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和45年上尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「（当該技能労務職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）」を「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。）」に、「又は介護休暇（当該技能労務職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を「、介護休暇（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項に規定する介護休暇をいう。）又は介護時間（同条例第15条の2第1項に規定する介護時間をいう。）」に改める。

第15条の2中「（平成3年法律第110号）」を削る。

## 提案理由

国家公務員における制度改正に準じて、職員が介護休暇を3回まで分割して取得することができるようにするほか、介護時間を新設したいので、この案を提出する。



議案第14号

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

上尾市長 島村 穰

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年上尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合第8条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第8条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第2条 上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第16条第2項中「を承認されている職員」を「又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲その他同法において条例で定めるとされている事項に関し、規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

議案第 15 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 56 号を次のように改める。

(56) スクールソーシャルワーカー

第 1 条の 2 第 56 号の 2 を削り、同条第 57 号を次のように改める。

(57) 英語指導助手

第 1 条の 2 第 57 号の 2 及び第 57 号の 3 を削り、同条第 58 号から第 61 号までを次のように改める。

(58) から (61) まで 削除

第 1 条の 2 第 62 号を次のように改める。

(62) 公民館長

別表第 1 の 4 の項報酬額の欄を次のように改める。

日額 10,000 円
日額 9,000 円

別表第 1 の 4 8 の項を次のように改める。

48	投票立会人 投票所の投票立会人	日額 10,700 円 (投票所の投票立会人として従事する時間が投票時間の 2 分の 1 の場合にあつては、5,350 円)
----	--------------------	---

	期日前投票所の投票立 会人	期日前投票所の投票立会 人として従事する時間 が、その期日前投票所 における投票時間の2分 の1を超える場合は日額 9,500円、2分の1 以内の場合は日額4,7 50円
--	------------------	--

別表第1の56の項を次のように改める。

56	スクールソーシャルワ ーカー	日額 10,800円
----	-------------------	------------

別表第1の56の2の項を削り、同表の57の項を次のように改める。

57	英語指導助手	月額 375,000円 以内
----	--------	-------------------

別表第1の57の2の項及び57の3の項を削り、同表の58の項から61の項までを次のように改める。

58から61 まで	削除	
--------------	----	--

別表第1の62の項を次のように改める。

62	公民館長	月額 109,000円
----	------	-------------

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 提案理由

公平委員会委員に支給する報酬の支給区分を年額から日額に改めるほか、投票立会人の報酬額を立ち会う時間に応じたものとしたいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の制定について

上尾市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、一般職の職員で非常勤のもの（上尾市職員の給与に関する条例（昭和30年上尾市条例第14号）第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年上尾市条例第3号）第9条に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下「一般職非常勤職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償の額について定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 この条例において一般職非常勤職員とは、別表の左欄に掲げる職種の者とし、これらの者に対して同表の右欄に掲げる額の報酬を支給する。

第3条 報酬の計算期間は、月の1日から末日まで（以下「報酬期間」という。）とし、報酬月額を全額を支給する。

2 新たに一般職非常勤職員となった者には、その日から報酬を支給する。

3 一般職非常勤職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

4 一般職非常勤職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により報酬を支給する場合であって、報酬期間の初日から支給するとき以外のとき、又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その報酬期間の現日数から当該一般職非常勤職員の勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の減額)

第4条 一般職非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき

特に任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(通勤に要する費用の弁償)

第5条 一般職非常勤職員に対しては、通勤に要する費用を弁償する。

2 前項の規定により弁償する通勤に要する費用の額は、第1号に掲げる一般職非常勤職員にあつては当該通勤に要した運賃等(同号に規定する運賃等をいう。)の額(その額が1か月当たり5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)に相当する額とし、第2号及び第3号に掲げる一般職非常勤職員にあつては規則で定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする一般職非常勤職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である一般職非常勤職員以外の一般職非常勤職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる一般職非常勤職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする一般職非常勤職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である一般職非常勤職員以外の一般職非常勤職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる一般職非常勤職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする一般職非常勤職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である一般職非常勤職員以外の一般職非常勤職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

3 前2項に定めるもののほか、一般職非常勤職員に弁償する費用弁償については、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 上尾市職員の給与に関する条例（昭和30年上尾市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の6第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び上尾市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成29年上尾市条例第 号）第2条の規定の適用のある同条の一般職非常勤職員」を加える。

別表（第2条関係）

職種		報酬の月額
1	家庭児童相談員	105,000円
2	歯科保健推進員	134,000円
3	消費生活相談員	178,000円
4	国民年金相談員	139,500円
5	男女共同参画推進センター協力員	84,000円
6	配偶者暴力相談支援センター女性相談員	107,000円
7	社会教育指導員	112,500円以内で規則で定める額
8	文化財調査専門員	112,500円以内で規則で定める額
9	子どもの読書活動支援センター協力員	105,000円
10	教育相談員	112,500円
11	学校適応指導教室指導員	112,500円
12	さわやか相談室相談員	147,000円



1 3	教育心理専門員	240,000円
1 4	その他任命権者が必要と認める職種で規則で定めるもの	150,000円以内で規則で定める額

#### 提案理由

一般職の非常勤職員に支給する報酬及び費用弁償の額を定めたいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例（平成 25 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000 円

イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項及び 3 の項において「申請住戸数」という。）が 1 戸のもの 5,000 円

(イ) 申請住戸数が 1 戸を超え、5 戸以内のもの 1 万円

(ウ) 申請住戸数が 5 戸を超え、10 戸以内のもの 1 万 8,000 円

(エ) 申請住戸数が 10 戸を超え、25 戸以内のもの 3 万 1,000 円

(オ) 申請住戸数が 25 戸を超え、50 戸以内のもの 5 万 2,000 円

(カ) 申請住戸数が 50 戸を超え、100 戸以内のもの 9 万 4,000 円

- (キ) 申請住戸数が100戸を超え、200戸以内のもの 14万9,000円
- (ク) 申請住戸数が200戸を超え、300戸以内のもの 18万8,000円
- (ケ) 申請住戸数が300戸を超えるもの 20万1,000円
- ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1万円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 3万1,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 9万4,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 14万9,000円
- (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 18万8,000円
- (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 23万5,000円
- (2) (1)以外の場合
- ア 一戸建ての住宅 3万8,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 申請住戸数が1戸のもの 3万8,000円
- (イ) 申請住戸数が1戸を超え、5戸以内のもの 6万6,000円
- (ウ) 申請住戸数が5戸を超え、10戸以内のもの 9万6,000円
- (エ) 申請住戸数が10戸を超え、25戸以内のもの 14万円
- (オ) 申請住戸数が25戸を超え、50戸以内のもの 20万3,000円
- (カ) 申請住戸数が50戸を超え、100戸以内のもの 30万

1, 000円

(キ) 申請住戸数が100戸を超え、200戸以内のもの 41万

1, 000円

(ク) 申請住戸数が200戸を超え、300戸以内のもの 53万

9, 000円

(ケ) 申請住戸数が300戸を超えるもの 63万3, 000円

ウ 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11万1, 000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2, 000平方メートル以内のもの 19万2, 000円

(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 30万3, 000円

(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 39万4, 000円

(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5, 000平方メートル以内のもの 47万4, 000円

(カ) 床面積の合計が2万5, 000平方メートルを超えるもの 55万3, 000円

エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（オに掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 25万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2, 000平方メートル以内のもの 41万2, 000円

(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 59万1, 000円

(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 73万1, 000円

(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5, 000平

- 方メートル以内のもの 86万7,000円
- (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの  
98万9,000円
- オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物  
(市長が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9万1,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 15万8,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 25万9,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 34万3,000円
- (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 41万4,000円
- (ク) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの  
48万6,000円

別表2の項手数料の金額の欄中「(2)アからウまで」を「(2)アからオまで」に改める。

別表3の項手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

- (1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合
- ア 一戸建ての住宅 2,500円
- イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 申請住戸数が1戸のもの 2,500円
- (イ) 申請住戸数が1戸を超え、5戸以内のもの 5,000円
- (ウ) 申請住戸数が5戸を超え、10戸以内のもの 9,000円

- (エ) 申請住戸数が10戸を超え、25戸以内のもの 1万5,500円
  - (オ) 申請住戸数が25戸を超え、50戸以内のもの 2万6,000円
  - (カ) 申請住戸数が50戸を超え、100戸以内のもの 4万7,000円
  - (キ) 申請住戸数が100戸を超え、200戸以内のもの 7万4,500円
  - (ク) 申請住戸数が200戸を超え、300戸以内のもの 9万4,000円
  - (ケ) 申請住戸数が300戸を超えるもの 10万500円
- ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5,000円
  - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1万5,500円
  - (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 4万7,000円
  - (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 7万4,500円
  - (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 9万4,000円
  - (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 11万7,500円
- (2) (1)以外の場合
- ア 一戸建ての住宅 1万9,000円
  - イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 申請住戸数が1戸のもの 1万9,000円
  - (イ) 申請住戸数が1戸を超え、5戸以内のもの 3万3,000円

円

- (ウ) 申請住戸数が5戸を超え、10戸以内のもの 4万8,000円
- (エ) 申請住戸数が10戸を超え、25戸以内のもの 7万円
- (オ) 申請住戸数が25戸を超え、50戸以内のもの 10万1,500円
- (カ) 申請住戸数が50戸を超え、100戸以内のもの 15万500円
- (キ) 申請住戸数が100戸を超え、200戸以内のもの 20万5,500円
- (ク) 申請住戸数が200戸を超え、300戸以内のもの 26万9,500円
- (ケ) 申請住戸数が300戸を超えるもの 31万6,500円

ウ 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5万5,500円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 9万6,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 15万1,500円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 19万7,000円
- (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 23万7,000円
- (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 27万6,500円

エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（オに掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 12万5,

000円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 20万6,000円
  - (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 29万5,500円
  - (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 36万5,500円
  - (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 43万3,500円
  - (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万4,500円
- オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 4万5,500円
  - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 7万9,000円
  - (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 12万9,500円
  - (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 17万1,500円
  - (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 20万7,000円
  - (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 24万3,000円

別表4の項手数料の金額の欄中「(2)アからウまで」を「(2)アからオまで」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



## 提案理由

低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査において、簡易な計算方法を用いて当該審査を行う場合の手数料を追加したいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成 28 年上尾市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項手数料の金額の欄第 1 号中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同項を同表 6 の項とし、同表 4 の項手数料の金額の欄中「2 の項」を「3 の項」に、「3 の項」を「4 の項」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表 3 の項事務の種類欄中「4 の項」を「5 の項」に改め、同項手数料の金額の欄第 1 号中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同欄第 2 号中「第 8 条第 2 号イ」を「第 10 条第 2 号イ」に改め、同欄第 3 号中「第 8 条第 1 号イ(1)」を「第 10 条第 1 号イ(1)」に改め、同欄第 4 号中「第 8 条第 1 号イ(2)」を「第 10 条第 1 号イ(2)」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 2 の項手数料の金額の欄中「1 の項」を「2 の項」に改め、同項を同表 3 の項とし、同表 1 の項事務の種類欄中「2 の項」を「3 の項」に改め、同項手数料の金額の欄第 1 号中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同欄第 2 号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 8 条第 2 号イ」を「省令第 10 条第 2 号イ」に改め、同欄第 3 号中「第 8 条第 1 号イ(1)」を「第 10 条第 1 号イ(1)」に改め、同欄第 4 号中「第 8 条第 1 号イ(2)」を「第 10 条第 1 号イ(2)」に改め、同項を同表 2 の項とし、同表に 1 の項として次の 1 項を加える。

1	法第 12 条第 1 項若しくは第	建築物 エネルギー	(1) 法第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定による場合
---	-------------------	--------------	---------------------------------------

2 項又は第 1 3 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

ギー消費性能適合性判定手数料

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び 7 の項において同じ。）が 3 0 0 平方メートル未満のもの 2 6 万 7, 0 0 0 円

(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 4 3 万 2, 0 0 0 円

(ロ) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 6 1 万 6, 0 0 0 円

(ハ) 床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの 7 5 万 9, 0 0 0 円

(ニ) 床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 8 9 万 8, 0 0 0 円

(ホ) 床面積の合計が 2 万 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 1 0 2 万 4, 0 0 0 円

イ 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 万 2, 0 0 0 円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 17万1,000円
  - (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 27万7,000円
  - (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 36万2,000円
  - (オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 43万5,000円
  - (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万円
- (2) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合
- ア 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13万3,500円
  - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21万6,000円
  - (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 30万8,000円
  - (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 37万9,500円
  - (オ) 床面積の合計が1万平方メートル

		<p>以上2万5,000平方メートル未満のもの 44万9,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万2,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万1,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8万5,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 13万8,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 18万1,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 21万7,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 25万5,000円</p>
--	--	--

別表に次のように加える。

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国)	建築物 エネルギー消費性能 確保計	(1) 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13万3,500円
--	-------------------------	---

土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更になっていることを証する書面の交付の申請に対する審査

画軽微  
変更該  
当証明  
書交付  
申請手  
数料

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21万6,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 30万8,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 37万9,500円

オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 44万9,000円

カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万2,000円

(2) 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万1,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8万5,500円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 13万8,500円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 18万1,000円

オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の

		もの 21万7,500円 カ 床面積の合計が2万5,000平方 メートル以上のもの 25万5,00 0円
--	--	---

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

一定規模以上の建築物の新築等の際し、建築物エネルギー消費性能基準の適合が義務付けられることに伴い、当該適合性の判定手数料を新設したいので、この案を提出する。

議案第19号

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

上尾市長 島村 穰

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年上尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（規則で定める状態にあるものを除く。）の母が当該児童を監護する家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父が死亡した児童

ウ 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（規則で定める状態にあるものを除く。）の父が当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 母が死亡した児童

ウ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 母の生死が明らかでない児童

オ アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童（規則で定める状態にあるものを除く。）と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第1



64号) 第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親でないものをいう。

- (1) 母が監護しない前項第1号アからオまでのいずれかに該当する児童
- (2) 母がない前項第1号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童
- (3) 父が監護しないか、又は父と生計を同じくしない(父がない場合を除く。)前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童
- (4) 父がない前項第2号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童
- (5) 父母がない児童

第3条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 同一の児童の父、母及び養育者のうちの2人以上が前項の規定の適用を受けることとなる場合においては、次に掲げる者については、同項の規定は適用しない。

- (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の当該父
- (2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となる時の当該養育者

第4条第1項各号列記以外の部分中「対象者とししない」を「規則で定める期間、ひとり親家庭等医療費の支給を行わない」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、対象者でないと決定したとき又は前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該申請を行った者に通知するものとする。

第9条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「に属する受給者」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

る条例（平成２８年上尾市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

本則第３号中「第３条第２項第４号」を「第３条第３項第４号」に改める。

#### 提案理由

同一の児童に関し支給要件に該当する者が２人以上となる場合の支給対象者を規定するほか、所得制限に関する規定などを整備したいので、この案を提出する。

## 議案第 20 号

上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例

上尾市敬老祝金条例（平成 17 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように  
改正する。

第 1 条中「本市に居住する」を「市内に住所を有する」に改め、「（以下  
「祝金」という。）」を削る。

第 2 条を次のように改める。

（敬老祝金の贈呈）

第 2 条 市長は、毎年 8 月 31 日において、次項各号に掲げる者のいずれか  
に該当し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）による本市  
の住民基本台帳に引き続き 1 年以上記録されている者に対して、敬老祝金  
を贈呈する。

2 前項の規定により贈呈する敬老祝金の額は、次の各号に掲げる者の区分  
に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 75 歳の者 5,000 円
- (2) 77 歳の者 10,000 円
- (3) 88 歳の者 20,000 円
- (4) 99 歳の者 30,000 円
- (5) 100 歳以上の者 50,000 円

3 前項の敬老祝金は、毎年 9 月に贈呈するものとする。

第 3 条中「前条に定めるもののほか、」を「この条例に定めるもののほか、  
敬老祝金の贈呈に関し」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

敬老祝金を贈呈する対象者を定めた規定を改めたいので、この案を提出する。

議案第 21 号

上尾市要介護高齢者等手当支給条例及び上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市要介護高齢者等手当支給条例及び上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市要介護高齢者等手当支給条例及び上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例

(上尾市要介護高齢者等手当支給条例の一部改正)

第 1 条 上尾市要介護高齢者等手当支給条例（昭和 47 年上尾市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市要介護高齢者手当支給条例

第 1 条中「要介護高齢者等手当」を「要介護高齢者手当」に改める。

第 2 条中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に、「上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例」を「上尾市要介護高齢者介護者慰労金支給条例」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に改め、同条第 1 号中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に改め、同条第 2 号中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に、「上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例」を「上尾市要介護高齢者介護者慰労金支給条例」に、「要介護高齢者等介護者慰労金」を「要介護高齢者介護者慰労金」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、要介護高齢者が次に掲げる施設に入所し、又は入院しているときは、手当を支給しない。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める施設

3 前項の規定は、月の初日から末日までの全ての期間にわたり引き続いて、同項各号に掲げる施設に入所し、又は入院した場合に限り適用するものとする。

第5条第1項中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

第6条中「消滅した日」の次に「の前日（要介護高齢者が月の初日から末日までの全ての期間にわたり引き続いて、第3条第2項各号に掲げる施設に入所し、又は入院した場合にあっては、当該月の初日の前日）」を加える。

第7条中「要介護高齢者等手当」を「要介護高齢者手当」に改める。

第9条第1号中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に改め、同条第2号中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

第11条第2項第1号中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

（上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例の一部改正）

第2条 上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例（平成4年上尾市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市要介護高齢者介護者慰労金支給条例

第1条中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に、「上尾市要介護高齢者等介護者慰労金」を「上尾市要介護高齢者介護者慰労金」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「要介護高齢者」とは、市内に住所を有する65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定、同法第28条の規定による要介護認定の更新又は同法第29条若しくは第30条の規定による要介護状態区分の変更の認定において、その該当する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に掲げる要介護4又は同項第5号に掲げる要介護5であるものをいう。

第3条第1項中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に、「次項」を

「第4項」に改め、同条第2項中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に改め、同項を同条第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、要介護高齢者が次に掲げる施設に入所し、又は入院しているときは、慰労金を支給しない。

(1) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める施設

3 前項の規定は、月の初日から末日までの全ての期間にわたり引き続いて、同項各号に掲げる施設に入所し、又は入院した場合に限り適用するものとする。

第4条中「要介護高齢者等」を「要介護高齢者」に改める。

第6条中「消滅した日」の次に「の前日（要介護高齢者が月の初日から末日までの全ての期間にわたり引き続いて、第3条第2項各号に掲げる施設に入所し、又は入院した場合にあっては、当該月の初日の前日）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の上尾市要介護高齢者手当支給条例の規定は、平成29年12月以後の月分の要介護高齢者手当の支給について適用し、同年11月以前の月分の要介護高齢者等手当の支給については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の上尾市要介護高齢者介護者慰労金支給条例の規定は、平成29年12月以後の月分の上尾市要介護高齢者介護者慰労金の支給について適用し、同年11月以前の月分の上尾市要介護高齢者等介護者慰労金の支給については、なお従前の例による。

## 提案理由

要介護高齢者が病院に入院した場合には、当該要介護高齢者に対する手当又はその介護者に対する慰労金を支給しないこととしたいので、この案を提出する。



## 議案第 22 号

上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例の制定について  
上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例

上尾市介護予防事業手数料条例（平成 18 年上尾市条例第 16 号）の全部  
を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の  
45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 2 号に規  
定する事業を除く。以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）  
の利用者から同条第 5 項の規定に基づき徴収する手数料に関し、必要な事  
項を定めるものとする。

（手数料を徴収する介護予防・生活支援サービス事業）

第 2 条 この条例の規定により手数料を徴収する介護予防・生活支援サービ  
ス事業は、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第一号  
通所事業（以下単に「第一号通所事業」という。）とする。ただし、次に  
掲げる第一号通所事業を除く。

- (1) 第一号通所事業の利用者が介護保険法の規定に基づいて算定される自  
己負担相当額を支払う必要のある第一号通所事業
- (2) その他規則で定める第一号通所事業

（手数料の額及びその納付の方法）

第 3 条 前条本文の規定により徴収する手数料の額は、第一号通所事業に係  
る利用の 1 単位（第一号通所事業を実施するための 1 時間から 2 時間まで  
の連続した時間において規則で定める利用の単位をいう。）につき 150  
円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第一号通所事業を利用した者の属する世帯が  
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯又は中国残留  
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配  
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付

受給世帯であるときは、手数料は、無料とする。

3 第1項に規定する手数料は、市長が発行する納付書により納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 市長は、特別な事情があると認めるときは、前条第1項に規定する手数料の額を減額し、又は当該手数料の納付を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、手数料条例を介護保険法の規定に即したものに全部改正する必要があるので、この案を提出する。

## 議案第 23 号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例

上尾市火災予防条例（昭和 37 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように  
改正する。

目次中「第 48 条」を「第 49 条」に、「第 49 条・第 50 条」を「第 50 条・第 51 条」に改める。

第 50 条を第 51 条とし、第 49 条を第 50 条とする。

第 6 章中第 48 条を第 49 条とし、第 47 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の違反の公表）

第 48 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の当該防火対象物の  
火災に対する安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等  
の状況が法又は令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象  
物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに  
公表の手續及び内容は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

防火対象物の消防用設備等の状況が法令の規定に違反する場合は、その  
旨を公表する制度を設けたいので、この案を提出する。

議案第 24 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
10775号線	上尾市大字小敷谷字儘 上745番地先	上尾市大字小敷谷字儘 上745番地先	

提案理由

大字小敷谷地内の道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 25 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
40543号線	上尾市大字戸崎字御嶽 740番地先	上尾市大字戸崎字御嶽 62番地先	

提案理由

(仮称) 戸崎東部公園の建設に伴い新たに整備する鴨川側道を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 26 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
21488号線	上尾市浅間台一丁目1 5番地先	上尾市浅間台一丁目1 5番地先	
51129号線	上尾市大字瓦葺字荒神 前1918番地先	上尾市大字瓦葺字荒神 前1919番地先	
51130号線	上尾市大字上尾下字陣 屋712番地先	上尾市大字上尾下字陣 屋712番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 27 号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

藤 木 孝 男

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

公平委員会委員藤木孝男氏の任期は、平成 29 年 3 月 31 日で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出する。